

芽室町公共施設使用料設定の基本方針の見直しについて

1 使用料改定シミュレーションの実施結果

将来にわたり持続可能な行財政運営を行うための取り組みの一環として、平成28年度改定の「公共施設使用料設定の基本方針」に基づく使用料改定のシミュレーションを実施した。

しかし、現行の算定ルールを各施設に適用して算出を行った結果、以下のように実態と著しく乖離した使用料が算出され、現行ルールをそのまま適用することには構造的な限界があることが確認された。

【現行ルールを機械的に適用した場合の試算例(抜粋)】

地域集会施設：現状の使用料の5倍(例：大ホール 660 円 ⇒ 3,300 円)

総合体育館：現状の使用料の2～3倍(例：個人利用 200 円 ⇒ 500 円)

プール：大幅な引き上げ(例：個人利用 400 円 ⇒ 3,000 円、団体 3,910 円 ⇒ 10,000 円)

これらの算出結果は、公共施設の利用促進という本来の目的と両立し得ない水準であると判断している。

2 課題の要因(社会的なインフレと現行ルール of 構造的限界)

このような試算結果となる最大の要因は、基本方針改定時(平成28年)と現在における「施設維持にかかる実コスト」の大きな乖離にある。

現行の基本方針では、使用料算定の分母となる対象経費を、建物の修繕費等も含めた「すべての維持管理経費」と規定している。しかし、改定から約 10 年が経過し、日本全体での急激なインフレにより、施設維持に関わるあらゆる経費が高騰している。

(1)修繕部品・消耗品等の高騰(モノの値段)

施設管理に必要な資材や消耗品などの企業間取引価格を示す「国内企業物価指数(総平均)」は、令和 2 年(2020 年)を 100 とした場合、令和 8 年(2026 年)7 月速報値で「135.8」となっており、直近数年だけでも約 36%上昇している。(出典:日本銀行 企業物価指数 2026 年 7 月)

(2)光熱水費等の高騰(インフラの値段)

同じく日本銀行が公表する同指数のうち、施設運営に不可欠な「電力・都市ガス・水道」の項目については、令和 8 年 7 月時点で「146.8」となっており、極めて高い水準で高止まりしている。(出典:日本銀行 企業物価指数 2026 年 7 月)

(3)人件費・委託料等の高騰(ヒトの値段)

清掃や施設管理の委託料に直結する北海道の最低賃金は、平成 28 年当時の「786 円」から令和 8 年の「1,131 円」へと、**約 1.4 倍(約 44%増)**に上昇している。(出典:厚生労働省 最低賃金について)

このように、「すべての経費(モノ・インフラ・ヒト)」が急激に跳ね上がっている局面において、それらを一括りにして算定対象とする現行ルールを機械的に適用すると、分母となる対象経費が過大となり、結果として利用者に転嫁される使用料が前述のような現実離れした金額として算出される構造となっている。

3 今後の方向性(基本方針の抜本的見直し)

公共施設の持続可能性を確保するため、使用者に応分の負担(使用料の適正化)を求めることは必要不可欠である。しかし、前述のような利用実態にそぐわない算出結果を回避するためには、現行の基本方針を見直さなければならない。

今後は、単に機械的な値上げを行うのではなく、高騰する維持管理経費をその性質ごとに分類・整理する。そのうえで、「どこまでを利用者負担の対象とし、どこからを公費負担とするか、またどこを上限にするか」という算定対象経費の境界線の再構築や、実情に即した新たな利用者負担割合の再設定、わかりやすい制度設計について検討を進める。